

わかやま City Club 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「わかやま City Club」(以下「クラブ」という。)と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、「スポーツ・文化を通して健全で活気ある地域づくり人づくり」を目的・理念とする。

(所在地)

第3条 本クラブは、その事務所を和歌山県和歌山市新八百屋丁17番地に置く。

(事業)

第4条 本クラブは、前第2条の目的を遂行するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) スポーツ振興に関する事業
- (2) 健康増進及び体力向上に関する事業
- (3) 競技大会及び各種イベント等の開催
- (4) 地域の学校及び他の機関または民間企業との連携
- (5) その他目的達成のため必要な事業

第2章 会員

(構成・規則)

第5条 本クラブは、次に掲げる会員(以下「会員」という。)を以って構成する。

- (1) ジュニア会員(小学・中学・高校生または18歳未満)。
- (2) 一般会員(18歳以上)。

2 本規約に規定されない会員に関する事項については、規則(以下「会員規則」)

という。) でこれを定める。

(資格)

第6条 会員は、前第2条の目的に賛同し、前条第2項に定める会員規則に基づき入会したものとする。

2 次の各号いずれかに該当する場合は会員としての資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 本クラブの名誉を著しく傷つけたとき
- (3) 本クラブに多大な損害を与えたとき
- (4) その他、運営委員会で会員として相応しくないと判断されたとき

3 会員は、前項及び会員規則に定める会員の資格を喪失した場合または退会届出書が受理された場合を除き、会員としての資格はそのまま継続する。

(会費)

第7条 会員は、会員規則に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。但し、18歳未満の会員については、保護者(責任者)がその納入義務を負う。

(その他)

第8条 会員は、会員規則を遵守し、自覚と責任を持って本クラブに参画しなければならない。

第3章 組織

(運営)

第9条 本クラブに、運営委員会(以下「委員会」という。)を設置し、クラブ全体の管理・運営にあたる。

2 委員会の委員は、原則として会員とする。但し、会員の中から互選により総会

で承認を受ける。

3 委員会の中に、部会を置く。また、各部会に関する事項は、役員会で別に定める。

(役員の種類)

第 10 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 理 事若干名
- (4) 監 事 1 名

(役員を選任)

第 11 条 役員は、委員会の中から選任し、総会で承認を受ける。

(役員職務)

第 12 条 会長は、本クラブを代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、部会の部長及び副部長をもって構成し、会務を執行する。

4 監事は、本クラブの会計の状況及び他の役員の実務執行の状況を監査し、これを総会に報告する。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その

職務を遂行する。

(顧問)

第 14 条 本クラブに顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱し、重要な事項について会長の諮問に応じる。

第 4 章 会 議

(区 分)

第 15 条 本クラブの会議は、総会、役員会及び部会とする。

(構 成)

第 16 条 総会は会員をもって構成する。但し、ジュニア会員を除く。

2 役員会は、役員をもって構成し、部会は委員会の委員をもって構成する。

(権 能)

第 17 条 総会は、この規約に規定するもののほか次の各号を議決する。

- (1) 予算及び決算の承認に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告の承認に関すること。
- (3) その他本クラブの運営に関する重要な事項。

2 役員会は、本規約に規定するもののほか次の各号を審議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第 18 条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または全会員の 5 分の 1 以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 役員会は、各部長が必要と認めたとき、または会長が必要と認めたとき開催する。

4 部会は、別に定める活動計画により必要に応じて開催する。

(召集)

第 19 条 総会及び役員会は会長が召集し、各部会は部長が召集する。

(議長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第 21 条 総会は、これを構成する者の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。但し、出席できないものの委任状は、出席数に加える。

(議決)

第 22 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会の議事については、必要な事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(運営費)

第 23 条 本クラブの運営費は、次の各号をもって充てる。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 助成金・補助金
- (4) 事業収入
- (5) 協賛金
- (6) その他の収入

(事業計画及び予算)

第 24 条 本クラブの事業計画及び予算は、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合は、役員会の先決処分により総会時に承認を受ける。

(事業報告及び決算)

第 25 条 本クラブの事業報告及び決算は、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 26 条 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委 嘱)

第 27 条 本クラブの運営費及び経理を、事務局に委嘱する。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 28 条 本クラブに事務局を置き、本クラブの事務を処理する。

2 本クラブに専属のクラブマネージャーを置く。クラブマネージャーは、役員会で推薦し、会長が委嘱する。

第7章 雑 則

(規約の改正)

第 29 条 この規約の改正は、役員会の決議を経て総会の承認を得なければ改正することができない。

(事故等の責任)

第 30 条 本クラブの活動に際しては、クラブ規約または諸規則を遵守し、自己の責任において行動することとし、事故等が起こった場合は、会員規則で定めるスポーツ安全保険の適用範囲内において保障する。但し、本クラブ及び指導協力者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(守秘義務)

第 31 条 本クラブ内で知り得た個人に関する情報を他言またはクラブ外への持ち出しを禁ずる。

(その他)

第 32 条 この規約に規定するもののほか、必要な事項は役員会でこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年 4月 1日から施行する。
- 2 本クラブ設立当初の事業計画、予算及び役員会で定める諸規則については、和歌山市中心市街地総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会の決議を経て、設立総会の定めるところによる。